



選挙啓発イラスト
デザイン：秋草学園高等学校

4月の統一地方選挙 投票は忘れずに

7日(日)は埼玉県議会議員一般選挙 21日(日)は狭山市議会議員一般選挙

4月7日(日)は埼玉県議会議員一般選挙、4月21日(日)は狭山市議会議員一般選挙の投票日です。今後の県政と市政を担う人を決める大切な選挙です。一人ひとりが重要性を十分に認識し、大切な一票を投じましょう。

投票できる方

県議会議員選挙(埼玉西第4区)

平成13年4月8日以前に生まれ、30年12月28日までに狭山市に転入を届け出て、選挙人名簿に登録され、引き続き狭山市に住んでいる方です。

なお、選挙人名簿に登録されていて、30年12月29日以降に県内のほかの市区町村へ転出した方は、狭山市(埼玉西第4区)での投票になります。投票所で、引き続き埼玉県内に住所を有することの確認を受けるほか、転出先などの市区町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」か「住民票の写し」を投票所受付で提示し、投票してください。

※3月19日以降に市内で転居した方は、転居前住所地の投票所での投票になります

※投票する前に県外に転出した方は投票できません

※引き続き県内に住所を有することの確認を受ける場合には、お時間がかかります

市議会議員選挙

平成13年4月22日以前に生まれ、31年1月13日までに狭山市に転入を届け出て、選挙人名簿に登録され、引き続き狭山市に住んでいる方です。

※4月3日以降に市内で転居した方は、転居前住所地の投票所で投票になります

※投票する前に市外に転出した方は投票できません

入場整理券を郵送

投票所入場整理券は、はがきで送付します。はがきには、4名までの入場整理券と期日前投票宣誓書が印刷されています。期日前投票をされる方は、あらかじめご自宅などでご記入いただけます。投票所にお越しの際は、ご自分の整理券を切り離してお持ちください。

入場整理券が届かない方や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

入場整理券発送時期

県議会議員選挙／3月末
市議会議員選挙／4月中旬

投票所

該当する投票所は、選挙管理委員会から送付する投票所入場整理券に記載されています。投票当日は、記載されている投票所以外

投票

投票用紙には、1名の候補者氏名を記載し、投票箱へ投函してください。

代理投票と点字投票

手が不自由で文字を書くことができない方などには代理投票、また、目の不自由な方には点字投票の制度があります。投票所の係員にお申し出ください。

投票・開票速報

投票・開票速報は、ホームページとモバイルサイトでご覧いただけます。また、電話でも速報を行います。開票は、いずれの選挙も即日開票で、21時から智光山公園内の市民総合体育館で行う予定です。開票速報は開票会場でも掲示します。

【投票速報】

県議会議員選挙・市議会議員選挙／9時から2時間おき ※確定まで

【開票速報】

県議会議員選挙／22時から30分おき ※確定まで
市議会議員選挙／22時30分、23時30分、以降30分おき ※確定まで

【電話での問合せ】

県議会議員選挙・市議会議員選挙／速報係へ ☎2953・1111

では投票できませんので、ご注意ください。

市内指定施設

都道府県の選挙管理委員会に指定された病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、申し出によりその施設で不在者投票ができます。市内の指定施設は、次のとおりです。

施設名称／入間川病院、大生病院、狭山神経内科病院、至聖病院、埼玉石心会病院、かがやき、大樹の家、ジョアン宮地の里、家族倶楽部、さくら、狭山中央病院

選挙公報

各候補者の公約や経歴をお知らせします。選挙公報は、4月上旬～中旬の朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞、埼玉新聞の朝刊に折り込む予定です。スポーツ新聞などには折り

立候補の受け付け

県議会議員選挙／3月29日(金)
市議会議員選挙／4月14日(日)
共通事項／受付時間8時30分～17時 受付場所市役所6階会議室

告示日と選挙運動期間

県議会議員選挙／告示日3月29日(金) 選挙運動期間3月29日(金)～4月6日(土)
市議会議員選挙／告示日4月14日(日) 選挙運動期間4月14日(日)～20日(土)

※市内2・2・3か所に選挙運動用ポスターの公営掲示場を設置します。倒れたり破損したりしている掲示板を見つけたときは、選挙管理委員会にご連絡をお願いします

郵便などでの不在者投票

身体に重度の障害があり、投票に行けない方が郵便などにより投票できる制度です。ご利用には一定の要件があり、あらかじめ選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

身体障害者手帳をお持ちの方

- ① 両下肢、体幹、移動機能の障害が1級か2級
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級か3級
- ③ 免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級

戦傷病者手帳をお持ちの方

- ① 両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症から第3項症

介護保険証をお持ちの方

- ① 要介護状態区分が要介護5の方

投票の代理記載

郵便などでの投票の対象者で、上肢または視覚の障害の程度が1級の方などは、選挙権のある方の中から代理記載人を定め、選挙管理委員会に届け出ることによって、投票の代理記載をしてもらうことができます。

仕事や旅行、病気などの理由で投票日当日に投票できないと見込まれる方は、お早めに期日前投票をお願いします。

期日前投票

市民会館1階一般休憩室	
選挙区分	受付期間(4月)
県議会議員選挙	2日(火)～6日(土)
市議会議員選挙	16日(火)～20日(土)
※時間は9時30分～19時	

込みませんので、ご了承ください。なお、市役所、地区センター、公民館、郵便局、市内4駅、コンビニエンスストア(一部を除く)などにも用意しますので、ご利用ください。※選挙公報が必要な方は、選挙管理委員会へご連絡ください

理券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。※最終日の土曜日は混みあいますのでお早めにお越しください。市役所1階エントランスホール

選挙区分	受付期間
県議会議員選挙	3月30日(土)～4月6日(土)
市議会議員選挙	4月15日(月)～20日(土)
※時間は8時30分～20時	

投票日当日の投票時間は7時～20時

貴重な一票を大切に、投票しましょう。投票・開票速報はホームページとモバイルサイトでご覧いただけます。

モバイルサイトの二次元コード▶



問合せ 選挙管理委員会へ

内線6061